

静 情 審 第 4 0 号

平成27年11月30日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月24日付け静公委相第5324号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する
審査請求（諮問第200号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成26年8月12日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を請求し、同月14日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

2010年12月17日に、静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て

- (2) 平成26年8月28日、実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにすると、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとして、条例第11条第2項に基づき非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年9月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月26日、諮問庁は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開における原則公開の規定からも、対象公文書を全部開示すべきである。
- (2) 本件同様に条例の規定に依拠して開示請求をした結果、開示を受けた文書によって静岡県警察が本件開示請求の対象となる情報を取得又は作成したと判明している。
- (3) 懲戒処分等の公表に係る基準によって報道機関に提供された情報であることから、誤って偶発的に情報が公開されたわけでもなければ、報道機関の記者やジャーナリストが独自に取材した結果得られた情報を記事にしたことで公開されたわけでもない。

- (4) 開示請求書に記載したパワーハラスメント（以下「本件パワーハラスメント事案」という。）に関しては、遺族が実名も顔も公表した上で静岡県庁において記者会見して積極的に情報を公開している。
- (5) 本件パワーハラスメント事案がいわゆる精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権に関するものであることに鑑みて、本件開示請求の情報は全て開示すべきである。
- (6) 本件パワーハラスメント事案の重大性からしても、静岡県立こころの医療センター（以下「センター」という。）に限らず、精神医療施設、さらには広く医療施設・福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (7) 向精神薬等を多剤大量に処方しているセンターにおける本件開示請求の対象となる情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (8) たとえ、懲戒処分を受けたことは職務の遂行に係る情報でないとしても、警察から事実確認調査や事情聴取を受けたことは、職務の遂行に係る情報に当たる。
- (9) 対象とすべき文書は「刑事訴訟に関する書類」には該当しないため、条例の適用除外とすることは違法である。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) パワーハラスメントとは、同じ職場内の優位性を背景に業務の範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える等の嫌がらせ行為をいい、度を越した身体的苦痛等の行為は、刑法（明治40年法律第45号）に規定する暴行罪（刑法第208条）に当たり、さらに被害者が負傷を負えば、傷害罪（刑法第204条）に当たる可能性もあることから、本件パワーハラスメントの加害職員及び被害職員（以下「関係職員」という。）に係る暴行事件又は傷害事件に関する文書を対象とした。
- (2) 警察で取り扱う事件とは、刑法をはじめ特別刑法を含む刑罰法規の適用によって処理される事件をいい、犯罪捜査において捜査員は事件を解決するため、警察法（昭和29年法律第162号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、その他法令等を遵守し、犯罪捜査自体が刑事手続の一環であること及び公訴の提起及び公判の審理を念頭に置いて業務を行っている。また、犯罪捜査は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に基づいて行われ、捜査員は捜査の遂行に支障を及ぼさないように秘密を厳守し、被疑者、被害者及びその他事件の関係者並びに告訴、告発及び犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料の提供をした者の名誉や信用を害することがないように注意しなければならないとされている。
- (3) 仮に本件対象公文書が存在する場合に、本件対象公文書を開示することとする

と、本来秘匿とすべき被疑者、被害者及びその他事件の関係者の個人情報並びに事件内容が明らかになるのみならず、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、「特定時期に特定機関でパワーハラスメントが行われ、当該加害職員が懲戒処分となった事案の関係職員」という極めて限られた範囲内における特定の個人が、暴行事件又は傷害事件の関係者として犯罪捜査の対象となったことを明らかにすることとなる。特定の個人が刑事事件の関係者として犯罪捜査の対象となったという情報は、条例第7条第2号に定める個人情報であって、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示と判断する。

- (4) 本件請求の対象文書は、公文書開示請求書の記載内容から、特定時期に特定の機関で発生したパワーハラスメントの関係職員に係る暴行事件又は傷害事件に関する文書であり、その存否を答えたとしても、当該事件の関係者が誰であるかを直ちに特定することはできない。

しかしながら、本件開示請求のように、当該関係職員を相当程度まで限定した探索的な請求である場合において、対象公文書の存否を明らかにすることは、当該関係職員が、刑事事件の関係者として犯罪捜査の対象となったか否かという個人に関する情報を公にすることになり、当該関係職員の権利利益が害されることとなることは明らかである。

したがって、本件請求については、本件対象公文書の存否を答えるだけで、当該個人が暴行事件又は傷害事件の関係者となった事実の有無を答えることとなり、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により本件請求を拒否したことは妥当であると認められる。

- (5) 審査請求人は、既に公表されている情報によって、実施機関が本件対象公文書に係る情報を取得又は作成したことが判明していると主張されるが、特定の個人がパワーハラスメントを受けたこと及び当該加害職員が懲戒処分を受けたこと等の情報について、当該医療機関等から公表されていたとしても、それに係る犯罪事件捜査が行われているか否かを公表しているわけではなく、また、実施機関が法令又は慣行として公にする情報にも当たらない。
- (6) 審査請求人は、事態の重大性からも公益のために公開すべきである旨を主張しているが、特定の個人が関係者となる暴行事件又は傷害事件は、条例に規定する個人情報であり、これを公にすることにより、個人情報として保護されるべき権利利益が侵害されてまで優越すべき公益上の理由があるとは認められない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象公文書について

諮問庁の説明によれば、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころ

の医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求を受けたところ、パワーハラスメントとは、同じ職場内の優位性を背景に業務の範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える等の嫌がらせ行為をいい、度を越した身体的苦痛等の行為は、刑法に規定する暴行罪に当たり、さらに被害者が負傷を負えば、傷害罪に当たる可能性もあることから、実施機関において、本件パワーハラスメントの関係職員に係る暴行事件又は傷害事件に関する文書を対象としたとのことである。

これは、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄に具体的な文書名の記載がないため、刑事訴訟法が適用されるようないわゆる刑事事件を所管する実施機関として、当該欄にある「事件」という記載を踏まえたものと解される。

この点、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成24年3月15日にとりまとめた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」によれば、「職場のパワーハラスメント」とは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいい、「業務の適正な範囲」を超えることが要件とされているところ、公文書の特定に際して、同提言で示された典型的な6類型（①身体的な攻撃、②精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求及び⑥個の侵害）のうち、行為時の状況等に関わらず、およそ業務の適正な範囲とはいえない①類型の暴行・傷害を対象としたものであり、特定が不合理であるとまではいえない。

(2) 本件対象公文書の存否応答拒否について

諮問庁の説明によれば、本件対象公文書の開示請求に対し、その存否を答えると、特定の個人が、暴行事件又は傷害事件の関係者として犯罪捜査の対象となったかどうかという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものであり、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当するとした上で、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非開示決定を行ったものである。

ア 条例第7条第2号本文該当性

そこで、まず、本件存否情報を明らかにすることにより、特定のパワーハラスメント行為の関係職員に関する条例第7条第2号の非開示情報が開示されることになるか否かを検討する。

この点、開示請求書では、「ある職員」、「当該加害職員」と記載されているのみで、特定のパワーハラスメント行為の関係者が特定されているわけではないが、当審査会事務局職員をして、センター、静岡県立総合病院及び静岡県立こども病院を設置・管理する静岡県立病院機構に確認したところによれば、そもそも

同機構における年間の懲戒処分の事案件数は、全くないか、あったとしても1、2件程度と極めて少ないとのことである。

そうすると、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、当時機構に勤務していた同僚等の一定範囲の者には被害者である職員を特定することが可能となり、本件存否情報が明らかとなって、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、本件存否情報は、特定の職員の個人に関する情報であって、条例第7条第2号本文後段の情報に該当すると認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性

本件存否情報は、①これを公表する法令の規定も慣行もなく、②生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であると認めるに足りる特段の事情もなく、③公務員の職務の遂行に係るものであるとも認められないことから、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当し、本件対象公文書の存否を答えるだけで、同号の非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により開示請求を拒否し、非開示とした決定は妥当であると認められる。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 10 月 24 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
平成 27 年 1 月 23 日	諮問庁の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 2 月 20 日	審査請求人の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 3 月 23 日	審議	第 282 回
平成 27 年 4 月 21 日	審議	第 283 回
平成 27 年 5 月 29 日	審議	第 284 回
平成 27 年 6 月 22 日	審議	第 285 回
平成 27 年 7 月 24 日	審議	第 286 回
平成 27 年 8 月 28 日	審議	第 287 回
平成 27 年 9 月 28 日	審議	第 288 回
平成 27 年 10 月 26 日	審議	第 289 回
平成 27 年 11 月 30 日	審議、答申	第 290 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 282 回～第 290 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 287 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 290 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 285 回～第 290 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 288 回 ～第 290 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 282 回～第 286 回 第 288 回～第 290 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 282 回～第 290 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 282 回

